

## 鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱

平成27年2月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書きに規定する許可について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 許可 市長が、法第10条第1項ただし書きの規定により、排水設備の設置義務を免除し、公共下水道（法第2条第6号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）以外へ下水を排出することを許可することをいう。
- (2) 免除下水 前号の規定による許可を受け、公共下水道以外に排出させる下水をいう。
- (3) 排出施設 免除下水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 特定事業場 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

(許可の対象)

第3条 許可の対象は、特定事業場からの下水のほか市長がやむを得ないと認めた下水とする。ただし、水洗便所からの排水及び雑排水を除く。

(許可の申請)

第4条 許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 排出施設所在地の平面図
- (2) 排出施設に係る図面
- (3) 排水設備に係る図面
- (4) 免除下水として許可を受け排出しようとする下水（以下「申請下水」という。）の水質試験成績書
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(許可の要件)

第5条 市長は、前条の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をすることができる。

- (1) 申請下水の水質が、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準、並びに水質汚濁防止法第3条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）による基準のいずれにも適合するものであること。

- (2) 特定事業場にあつては、申請下水の一日当たりの平均的な排出量が50立方メートル以上であること。
- (3) 申請下水の排出水量が、量水計の設置等により明確に測定できること。
- (4) 申請下水の排出施設と、その他の下水の排水設備が完全に分離され、かつ排水系統が容易に確認できること。
- (5) 申請下水の排出先が適切で、環境保全上その他の支障がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた時は、許可をすることができる。  
(許可の期間)

第6条 許可の期間は、許可をした日から3年を超えないものとする。

(継続許可の申請)

第7条 許可を受けた者が、当該許可と同一の内容により引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了の日の30日前までに継続許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第4号及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。  
(変更許可の申請)

第8条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 免除下水の種類
- (2) 免除下水の排出先
- (3) 免除下水の排出水量
- (4) 免除下水に係る排出施設等の変更。(ただし、排出施設の改築、増設等の場合は第4条の規定による許可申請とする。)

2 前項の申請書には、第4条第2号から第5号に掲げる書類を添付しなければならない。  
(通知)

第9条 市長は、第4条の許可又は第7条の許可の継続若しくは前条の変更許可の申請について許可又は不許可を決定したときは、許可・不許可通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第10条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(様式第5号)により届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(排出施設の休止又は廃止の届出)

第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した日から30日以内に排出施設使用(休止・廃止)届出書(様式第6号)により届け出なければならない。

2 前項の届け出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、第4条の規定に基づく

申請をしなければならない。

(承継)

第12条 許可を受けた者から当該許可に係る工場若しくは事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に承継届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(水質試験の実施等)

第13条 市長は、次の各号に定めるところにより、許可を受けた者に当該免除下水の水質を試験させ、記録させるものとする。

- (1) 水質の試験は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法とする。
  - (2) 前号の試験項目は、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準によるものとする。ただし、必要でないとするものについては、省くことができる。
  - (3) 第1号の試験は、3か月ごとに1回以上実施させるものとする。
  - (4) 水温及び水素イオン濃度は1日1回以上測定させるものとする。また、生物化学的酸素要求量については14日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定させるものとする。
  - (5) 第1号の試験に供する試料の採取場所は、免除下水の排出口とする。
  - (6) 前各号の試験結果は、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)別記様式13に準じた水質測定記録表等により記録させ、その記録を5年間保存させるものとする。
- 2 前項第3号及び第4号による試験により、第5条第1項第1号に定める規定に適合しない水質であった場合は、水質試験等報告書(様式第8号)により直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 第4条第4号に規定する水質の試験は、前項第1号及び第2号によることとする。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、この要綱により許可を受けた者が、次の各号に該当した時は、排除の休止又は許可を取消すことができる。

- (1) 第5条第1項及び第13条第1項の各号に規定する要件及び基準に違反したとき。
  - (2) 第8条及び第10条及び第13条第2項に規定する届出及び報告を行わなかったとき。
  - (3) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
  - (4) 前各号に掲げるときのほか、許可を受けた者として不適当な行為があったとき。
- 2 排除の休止又は許可の取消しをしたときは、排除休止・許可取消通知書(様式第9号)により、許可を受け免除下水を排除している者に通知するものとする。

(施設維持管理の措置等)

第15条 排出施設の適切な維持管理のため、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 第13条第1項に規定する水質試験記録を必要に応じ提出させること。
- (2) 市長が必要と認めるときは立入検査等の措置を行うこと。
- (3) その他、維持管理等の指導を行うこと。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

許 可 申 請 書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印  
電話

下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、排水設備設置義務免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		※備考
工場又は事業場の所在地		
排出施設着工予定日	年 月 日	
排出施設完成予定日	年 月 日	
免除下水の種類		
免除下水の排出先		
免除下水の排出量	m <sup>3</sup> /日	

- 添付書類 1 排出施設所在地の平面図  
2 排出施設に係る図面  
3 排水設備に係る図面  
4 水質試験成績書

様式第2号（第7条関係）

継 続 許 可 申 請 書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印

電話

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除について、その許可を継続したいので、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		※備考
工場又は事業場の所在地		
排出施設着工予定日	年 月 日	
排出施設完成予定日	年 月 日	
免除下水の種類		
免除下水の排出先		
免除下水の排出量	m <sup>3</sup> /日	

添付書類 水質試験成績書

様式第 3 号 (第 8 条関係)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電話

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除について、その関係事項を変更したいので、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前		※備考
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			

- 添付書類 1 排出施設に係る図面  
2 排水設備に係る図面  
3 水質試験成績書

様式第4号（第9条関係）

許 可 ・ 不 許 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

鳥取市長

年 月 日付けで申請のあった件（新規・継続・変更）については、下水道法第10条ただし書き及び鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり決定したので、要綱第9条の規定により通知します。

許 可	排出施設の所在地	
	免除下水の種類	
	排 出 先	
	許 可 期 間	年 月 日まで
	免 除 下 水 の 量	
	条 件	裏面許可条件のとおり
不 許 可	理 由	

（教示）

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する判決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第 4 号裏面

許 可 条 件

水 質	
排 出 施 設	
水 質 試 験	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の報告をしたときは、排除の休止、許可の取消し、その他必要な措置を命ずることがあります。</li> <li>・本件に係る他の管理者への手続の全ては申請者の負担で行うこと。</li> </ul>

記載例 水質：「下水道法第 8 条に規定する水質と同等以上であること」、  
法に規定する水質以上であれば「申請書に記載された水質を維持すること」等を記載

試験：「要綱第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号によること」等を記載

様式第 5 号 (第 10 条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電話

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除に関する事項について、次のとおり変更したので、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※備考
	変更後		
変更年 月 日		年 月 日	
変更の理由			

様式第 6 号（第 11 条関係）

排出施設使用（休止・廃止）届出書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印

電話

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除に係る排出施設を次のとおり（休止・廃止）したので、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※備考
工場又は事業場の所在地			
休 止	休 止 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	理 由		
廃 止	廃 止 年 月 日	年 月 日	
	理 由		

様式第7号（第12条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印

電話

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務免除の許可を受けた者の地位を承継したので、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※備考	
工場又は事業場の所在地			
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

様式第 8 号（第 13 条、第 15 条関係）

水質試験等報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印

電話

このことについて、鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱第 13 条第 2 項及び第 15 条第 1 項第 1 号の規定により下記のとおり報告します。

記

許 可 年 月 日 番 号	第 号 年 月 日		
工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
測 定 項 目	基準値	測定値	備考
そ の 他	添付書類 ・水質測定記録表 ・水質試験検定等試験結果 ・今回の経緯、対応方法等		

様式第9号（第14条関係）

排除休止・許可取消通知書

第 号  
年 月 日

様

鳥取市長

年 月 日付け 第 号で許可をした件について、下水道法第38条第1項及び鳥取市排水設備設置義務の免除許可に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり決定したので、要綱第9条の規定により通知します。

決 定 の 内 容	排除の休止	許可の取消し
排 出 施 設 の 所 在 地		
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		
本 件 通 知 前 の 許 可 期 間	許可の日から	年 月 日
休 止 期 間	事実が発生した日から排除水質等の改善が見込まれる期間	
理 由		
そ の 他		

（教示）

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。